

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう!

12月後半分

会場:保健福祉センター

健康診査

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
1歳6カ月健診	20日(水)	13:00~13:30	H17年5月・6月生まれの子 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 歯ブラシ・コップ
乳児健診4カ月 及びBCG予防接種	22日(金)	13:00~13:30	H18年8月生まれの子 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG予診票
乳児健診10カ月		13:30~14:00	H18年2月生まれの子 前回受けられていない児	母子手帳 質問票

1月前半分

健康診査

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
整形外科検診	15日(月)	11:00~11:30	H18年10月・11月生まれの子 前回受けられていない児	母子手帳・質問票

がん検診

大腸がん検診説明会	11日(木)	10:00~10:30	40歳以上の方(定員60名)	健康手帳 検診料500円
-----------	--------	-------------	----------------	-----------------

子育てサークル

あおぞら (12月分)	14日(木) 25日(月)	9:30~11:30	1歳~3歳で保育園に入園していない 子どもとその家族の方	お茶・コップ
スキップランド (12月分)	7日(木) 26日(火)	10:00~11:00	0歳児から保育園に入園していない お子さんと家族の方	とくにありません
子育て相談 (1月分)	9日(火)	9:30~11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に 関する相談を行います	

お問い合わせ 保健福祉センター(保健師) TEL. 38-3314/38-5151

ひとのうごき

2006年(H18)11月1日現在

人口	8,201人	(+ 2)
男	3,943人	(+ 2)
女	4,258人	(± 0)
世帯数	2,389世帯	(+ 3)

()内は前月の比較

今月のひとこと

秋風が頬を撫でれば、いつの間にか冬の風が背中を撫でる。そして、冬の風が春を、春の風が夏を誘う。天空を眺め深呼吸すると、季節ごとにあつたある日の思い出が聞こえてくる。聞こえますか? 楽しそうな笑い声の中にある明日を待ちわびる声...人は、

「信じ合うことで人の大切さを知り、愛されることで自分の存在を知る。」

恐れることは、世の中から逃げること。願うことは、世の中を「生きる抜く」こと。(Y.T)



2100
5歳未満100%衛生紙使用しています

心かよい人がきらめく せせらぎ遊園のまち

まちの情報

広報 ころら



2006
12

<http://www.biwa.ne.jp/~kouracho/>

広報ころら 2006年12月号/通巻第324号 発行/甲良町総務課 〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町在士353-1 TEL.0749-38-5061 FAX.0749-38-5072 Eメール kouracho@mx.biwa.ne.jp

T O W N I N F O R M A T I O N



甲良西小5年生(PTA活動)の体験

呉竹区の高齢者から竹皮ぞうりのつくり方を教わりに...
形が整わず苦戦。でも履きごこちには満足したかな?



2 おまつりだよ!

4 第1回 在士むらおこしフェア

7 休日急病診療

7 ごみ処理などの業務

10 通学路安全ボランティア募集

14 みんなのこころ元気になあれ!

16 放火による火災の防止

西小まつり みんなおいでよ、手をつなごう!

10月28日、甲良西小では、『みんなおいでよ西小へ、みんなで手をつなごう!』をテーマに、西小まつりが開催されました。

地域に開かれた学校づくりを推進するため、また、



▲木工名人になれるかな?



▲トランプピラミッドに挑戦

たてわり班活動を通じて、「生きる力=人とのかかわる力」の育成を目的に、児童、保護者、地域、および学校職員が一緒になって、まつりの企画運営に力を注ぎ込まれました。



▲心地よい音楽の調べ



▲おはぎ作りにハリキります

甲良東保育センター あおぞらまつり、楽しかったよ!

11月11日、甲良東保育センターで『あおぞらまつり』が行われました。ゲームコーナー、きのみコーナーなど、楽しい催しがいっぱいありました。

プレイルームでは、沖縄県出身の“南ぬ風人まーちゃんバンド”が歌あり踊りありのラ



▲変身コーナー「クイーンになったよ」

イブを行い、甲良へ沖縄の風を吹き込んでくれました。



▲木の実工作「むずかしいなあ」

町民のつどい 30歳になりました

『人権尊重と部落解放をめざす町民のつどい』（今年度名称を変更）が、木の温もりを感じさせる甲良西小学校の「せせらぎ夢空館」で開催されました。このつどいも30回を数え、社会環境も変わってきた中で、つどいの役割をそれぞれの人を感じていたことでしょう。

法律ありきの事業ではなく、差別があるからこそその事業を行ってきた自負と、今後も人権=命として捉え、その一つとして人の温もりを感じさせるまちになることの大切さを感じました。



▲北川会長の力強いあいさつ

防災訓練 備えあれば憂いなし、日ごろの心がけを大切に

いつ起こるかかわからない自然災害。そのためにも、日頃の防災訓練が重要とのことから、役場を拠点として、防災訓練が地域および消防団など関係機関との連携により実施されました。

犬上分署の指導により、家屋が崩壊し下敷きになった被災者の救助や消火活動など、数多くの訓練が行われ、日頃からの備えと地域間の連携の必要性を再認識するものでした。



▲いざ出動



▲消火訓練



▲放水開始



▲倒壊家屋からの救出

西学区
交流会

スポーツと食で交流をはかりました

10月15日、西学区の5自治会が集まって恒例となりましたグラウンドゴルフと懇親会で交流を深めました。第11回となる今年の当番自治会は呉竹ということで、完成したばかりの梅鴨公園のグラウンドゴルフ場と呉竹センターを会場に親睦の輪が広がりました。参加者は、気軽に話し合える雰囲気の中でむらづくりの話や世間話などで心暖まる時間を過ごしました。最後は、次期開催自治会の小川原区長のあいさつで、来年の開催を約束して幕を閉じました。



自然とともにグラウンドゴルフを楽しむ参加者



むら
おこし

在土むらおこしフェア

なが〜い、なが〜い、なが〜い…?

11月12日、在土むらおこしフェアが、区の公民館で行われました。

まずは、巻き寿司づくりにチャレンジ! その長さもなんと15m!! 参加した子どもから高齢者までが、出来上がった巻き寿司を一斉に持ち上げたときに自然



▲巻き寿司の完成!

と沸き起こった歓声と拍手が、参加者の気持ちを表していました。

巻き寿司で参加者の心が一つになった瞬間でした。その後も餅つきなどが行われ、きっと次なる村づくりを支える力となることでしょう。



▲おいしいお餅をつくろうよ

せせらぎ
杯

県内外、地域を越えた熱き交流!

9月30日~11月4日にかけて、野球の部、バレーボールの部に分かれての『こうら“せせらぎ杯”スポーツ少年団交流大会』が甲良町内の会場をメインに開催されました。彦根市、豊郷町、多賀町のチームはもちろん、富山県や福井県からの(バレーボールの部)参加もあり、地域を越えた交流が行われました。

甲良町チーム戦績

野球の部

●5年トーナメント

甲良東スポ少 優勝 甲良西スポ少 ベスト8

準々決勝では甲良東西スポ少との対戦。その試合で勝利をおさめた甲良東スポ少が優勝。この5年生チームは昨年の4年生チーム時の優勝チーム。

●6年トーナメント

甲良西スポ少 ベスト4 甲良東スポ少 1回戦敗退

●6年生チャレンジ杯(1・2回戦敗退チームの対戦)

甲良東スポ少 ベスト4

バレーボールの部

予選リーグCブロック 2位

チャレンジ杯A(各ブロック2位チームの対戦) 優勝
フジクラブ



熱戦をくりひろげました



カリブ
研修生

中米・カリブ地域から研修生来町

在土で住民主体のむらづくりを学ぶ

10月25日から27日までの3日間、中米・カリブ地域から研修生15名が在土区に滞在し、住民主体のむらづくりを学びました。この研修生は、JICA(国際協力機構)による研修の一環で、来日されたものです。

■何を学ぶ?…中米・カリブ地域では、都市部に比べ、開発が遅れている農村部の開発を促進するため、農村部におけるコミュニティ開発プロジェクトを実施、管理するのに必要な能力を向上させるために、JICA(国際協力機構)の協力により日本で研修が行われます。研修員は、中米・カリブ地域の7カ国の公務員、住民リーダー、NGO団体関係者です。

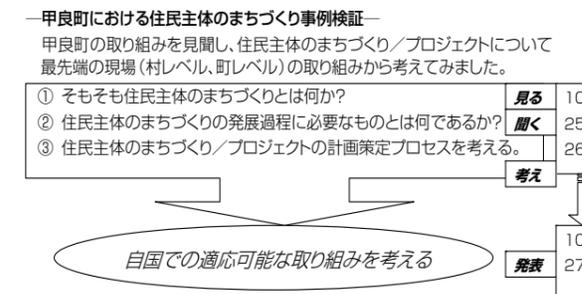
■滋賀県甲良町のむらづくりをモデルに…この研修では、滋賀県甲良町の住民参加型による町づくりをモデルとして、自らの地域は自らの手で取り組む「住民主体の地域づくり」の仕組みや組織づくり、良いプロジェクトとはいったいどのようなことなのかを学びに來られました。



▲まちの探索



▲料理での交流会



健康 いきいき健康体験塾・歩行ラリー

いきいき健康体験塾

「自分の生活を見つめなおそう！」をキャッチフレーズにいきいき健康体験塾が11月11日、甲良町保険福祉センターにて開催されました。当日はあいにく雨模様でしたが、思ったよりも多くの方が体験コーナーや運動教室にご参加いただきました。

体験コーナーでは、体力チェックやストレスチェック、特に血液サラサラチェックでは結果が出るまでハラハラドキドキ。結果に一安心する人やビックリする人も。運動教室では午前と午後の2回、1時間にわたってプチヨガを体験。心と体のリフレッシュがはかれ、一瞬熟睡する人も。

展示コーナーでは、5歳児のほほえましい絵が多く展示され、健康に関する展示では肺がんの死亡比が近隣市町の中でもっとも高いことにビックリ。他の指標をとってもあまり良くなく、日頃の健康管理に気をつけることが大事だなと痛感されたことと思います。

その他、各種バザーやフリーマーケットが開かれ、短い時間ではありましたが、有意義で楽しいひと時を過ごされました。



第18回歩行ラリー

甲良町商工会青年部・女性部では、「第18回歩行ラリー」を11月11日、甲良町保健福祉センターを起点として開催いたしました。

「せせらぎ遊園のまち甲良町」の良さを自然環境の視点から見つめなおすべく、親水公園・名所・せせらぎを意識して今年度は在土・尼子・小川原方面にコースを作成しました。(甲良町内、約6キロのコース)

当日はあいにくの雨もあり開催も危ぶまれましたが、町内外より70名(大人37名、小人33名)のエントリーがありました。ラリーを楽しみながら、甲良の自然や町並みを満喫してもらい、さまざまな人が集まり、交流を深めるよい機会となりました。女性部のお弁当も大変好評で豚汁のおかわりをする人も大勢いました。

参加者には、普段見過ごしがちな甲良町のせせらぎ遊園の美しさを再発見し、甲良町の自然の良さや大切さを再認識してもらえたのではないのでしょうか。また、子どもたちが、自然やまちづくり景観にふれることで、普段、学校や家庭では、経験できないさまざまな発見があったと思われます。



宝くじ コミュニティ助成事業 (北落区)

北落区がコミュニティ事業に活用する備品(除雪機/芝刈機)を、宝くじの助成金(一般コミュニティ助成事業)で整備されました。



—皆さんご存知ですか!?!—

【コミュニティ助成事業の趣旨】

財団法人 自治総合センターがコミュニティ活動に助成を行い、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行っています。

宝くじが持つ親しみやすさと広く社会や暮らしに役立っていることを「豊かさ築くチカラ持ち」として、そのイメージをキャラクター化されています。

休日急病診療

彦根休日急病診療所からのお知らせ

内科・小児科の初期救急は、まず休日急病診療所へ!!

平成18年12月3日(日)から診療時間を延長します(平成19年3月25日までの予定)。

彦根休日急病診療所では、冬から春先にかけて流行が予想されるカゼ、インフルエンザ、また、夕方時に起こりやすい高熱症状に備えて、彦根医師会、彦根薬剤師会の協力をいただきながら、午後7時まで診療を延長することになりました。

軽い症状の方は、まず休日急病診療所をご利用ください。症状が重い場合は、当番病院を紹介し、救急外来にて対応されます。

開業日▶日曜・祝日・年末年始(平成18年12月29日~平成19年1月3日)

診療時間▶午前10時~午後7時

受付時間▶午後6時30分まで(受付時間を守ってください)

診療科目▶内科、小児科

お問い合わせ先

彦根市平田町670番地(彦根市福祉保健センター内)
TEL.22-1119

※必ず保険証を持参してください。



年末年始 ごみ収集・リバースセンターなどの業務案内

もえないごみ

彦根犬上広域行政組合

中山投棄場 TEL.26-5250

※許可書が必要ですので26日までに役場へ申請してください。

業務日▶12月30日まで(9時~16時30分)

休業日▶12月31日~1月3日

※1月4日から通常業務。

もえるごみ

湖東広域衛生管理組合

リバースセンターTEL.45-0366

業務日▶12月28日まで(9時~16時30分)

休業日▶12月29日~1月3日

※1月4日から通常業務。

し尿処理

湖東広域衛生管理組合

豊楠苑 TEL.35-4058

業務日▶年末の汲取り申し込みは、12月22日(金)受付分まで。

休業日▶1月3日まで。4日から通常業務。

申し込み先▶(有)キタセイ TEL.28-1400・0337

火葬業務

彦根犬上広域行政組合

紫雲苑 TEL.48-1318

業務日▶12月27日・12月28日・12月30日・12月31日・1月2日。1月4日から通常業務。

休業日▶12月29日・1月1日・1月3日

税金 税務課からのお知らせ (TEL.38-5064)



平成18年分農業所得の申告について

平成18年分の所得税および町県民税申告（平成19年2・3月に申告）から「農業所得標準」が廃止され、「収支計算」によって申告していただくこととなります。これに伴い、農業収入のある人は「収支内訳表」を作成し、申告書に添付する必要があります。

☆平成18年分から収支計算による申告になります

収入（出荷額・自家消費分は相場の額で換算した額）から必要経費（肥料・苗代・用水費・農機具の償却額など）を差し引いて農業所得額を算出する方法です。ご自分で計算していただきますので、領収書の保存、金額の記帳・集計が必要になります。

収支計算とは
収入金額－必要経費＝所得金額
です。



甲良町では…

「農業所得標準」が廃止され、「収支計算」による申告となり、申告会場での混雑が見込まれるため、農家の皆さまには大変ご面倒だとは思いますが、事前にお配りしてある『収支計算のしおり』を参考の上、平成18年分の確定申告（平成19年2・3月）までに収支計算を行い、必ず申告会場へ「収支内訳書」をご持参ください。また、どうしても「収支計算」の方法がわからない方については、下記の日程で収支計算の指導を行いますので、領収書等の必要書類を持って役場までお越しください。

記

- ☆平成18年12月20日(水)… 9時から17時まで (役場：第3会議室)
- ☆平成18年12月21日(木)… 13時から20時まで (役場：第3会議室)
- ☆平成18年12月22日(金)… 13時から17時まで (役場：第3会議室)

上記、日程の他、彦根税務署では平成18年12月13日(水)、10時から12時および13時30分から15時30分まで、彦根商工会議所（4階）において、農業所得収支計算説明会を開催しますのでぜひご参加ください。

注) 申告会場で農業所得の収支計算は行いませんので、必ず、ご自分で収支計算を行い申告してください。

成人病
予防

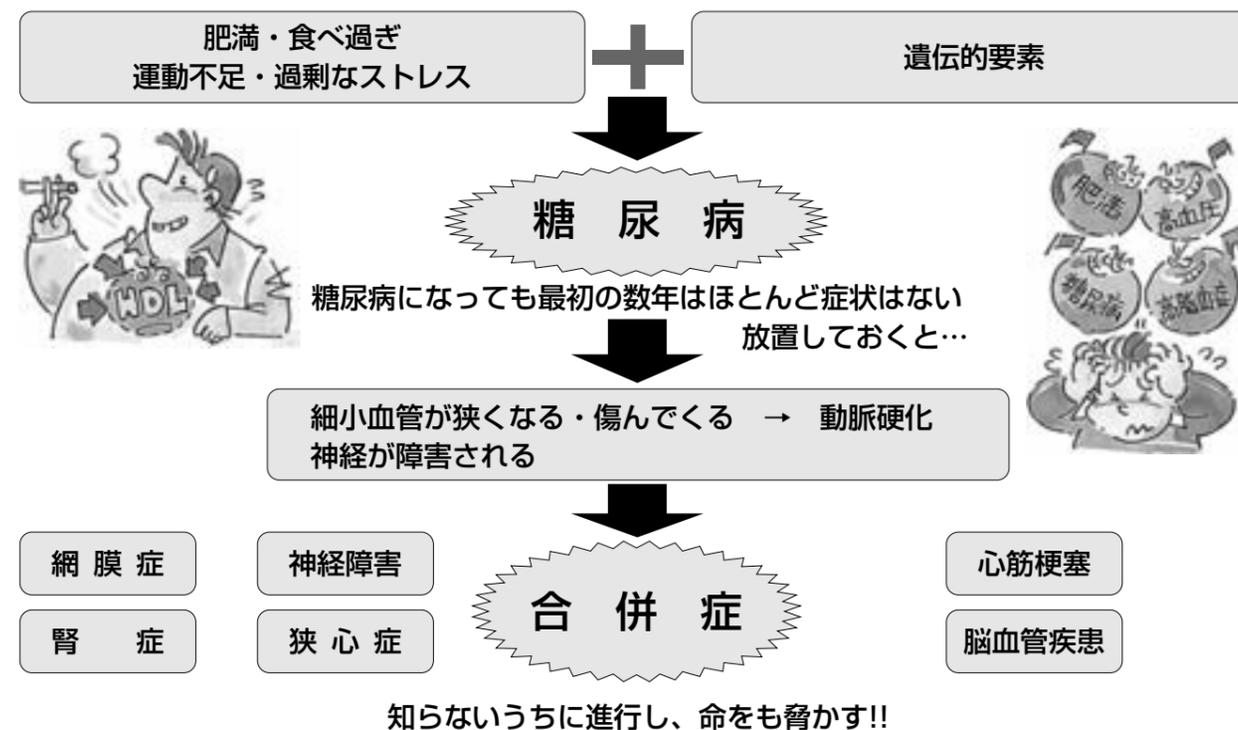
糖尿病から身を守ろう!

『肥満予防』は『糖尿病予防』

成人の6人に1人が糖尿病およびその予備軍です!!

糖尿病やその予備軍と考えられる人の割合は年齢とともに高くなります。その数は50代に入るとぐんと増え、60歳以上になると男女とも3割が該当します。若い頃から続いた不適切な生活習慣や肥満が、50代に入ると糖尿病として現われてくるのです。

糖尿病の進み方



★糖尿病を予防するためには『生活習慣の改善』が不可欠です★

1. BMIと適正体重を知っておこう!

適正体重 (kg) = 身長 (m) × 身長 (m) × 22
 $BMI = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$
 18.5未満…やせ 18.5～25.0…標準 25.0以上…肥満



2. 糖尿病を防ぐ食生活を心がけよう

①3つのお皿をそろえよう

主菜 (おかずの中心)
 主食 (主なエネルギー源)
 副菜 (野菜をたっぷり)



②1日の適正エネルギーを守ろう

適正エネルギー量 (kcal)
 = 適正体重 (kg) × 身体活動量 (kcal)
 (25～30)

力仕事が多い人は30をかける
 適正エネルギーをオーバーしないように!

お願い 通学路安全ボランティア募集

通学路安全ボランティアを、本年1月より募集をお願いしたところ約60名の方の登録をいただき活動をしていただいております。

しかしながら、その後も、町内外での犯罪が多発しており、現在のパトロール活動の強化を図るため、

教育委員会としても町民皆様のご支援がまだまだ必要であります。今一度、通学路安全ボランティアを募集しますので、子どもたちの安全確保のために、町民の皆様のご協力をぜひともお願いいたします。

申し込み書は教育委員会にあります。

見本

通学路安全ボランティア登録申し込み書

氏名	年齢	才	住所	甲良町大字
電話				
出勤いただける曜日時間帯 (変更等は自由です) いずれかに○をしてください 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ すべての曜日可				
午前	ごろ	約	時間	
午後	ごろ	約	時間	

なお、ご登録いただいた方のデータは、通学路安全ボランティア以外には使用いたしません。

お問い合わせ 教育委員会総務課 (山本) TEL.38-5070

甲良西保育センター ど根性マリーゴールド

甲良西保育センターひまわり園のアスファルトに、いつのまにか立派に咲いたマリーゴールド。アスファルトにもかかわらず、雨にも負けず、風にも負けず、凩ときれいに立派に咲いています。

ひまわり園の子どもたちも、このマリーゴールドのように、強くたくましく優しく育ててほしいですね。

そして、大人になって、いろんなところに旅立ったり、いろんな壁にぶつかったりしても、こどものころから変わらない素敵な笑顔の自分らしい花を咲かせてほしいですね。(情報提供：甲良西保育センター 上田保育士)



子育て支援センター

ほっと館 だれもがホッとする場所と、ホットな情報発信地、そして、子育て真っ最中の人たちほっとかん!

親子ふれあい教室で秋を楽しみました!

11月2日は東学区、11月6日(月)は西学区の未就園の2・3歳児と保護者のみなさんと、町内のせせらぎ遊園を回り、落ち葉や木の実で遊んだり、コスモスの花に触るなどちいさい秋を楽しみました。



リフレッシュ講座 第2回 はじめてのヨガ

11月9日、「はじめてのヨガ」を行いました。「運動したい!」「ぜひヨガ教室を!」…そんなたくさんの声のとおり、当日は参加された方の熱気がいっぱい!

呼吸方法と基本のポーズに繰り返し取り組む姿は真剣そのもの…みなさん、本当にお疲れ様でした。



* 12月の予定 *

- ◆相談 日 月～金 13:00～16:00
土 9:00～12:00
- ◇保健相談 7日(木) 19日(火) (米田・西川)
- ◇乳幼児相談 4日(月) 12日(火)
(大橋み・山本あ・山本た)
- ◇小・中・高校生相談 8日(金) 26日(火)
(森・大橋通・長屋・川崎・伊藤)
- ◇土曜相談 9日(土) (大橋み・川崎)
- *相談員 栗山はいつでもいます。
- ★ご相談内容につきましては秘密厳守いたします。

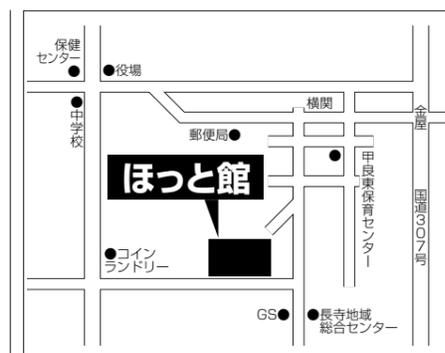
- ★親子ふれあい教室
- ☆こあらくらぶ (0歳児) (保健センター)
1日(金) 10:00～11:30 子どもの病気について
講師：豊郷病院小児科医師 鈴木 淳史 先生
- ☆すくすくひろば (西学区1歳児) (保健センター)
- ☆にこにこひろば (東学区1歳児)
11日(月) 10:00～11:45 合同クリスマス会
- ☆のびのびひろば (西学区2・3歳児) (保健センター)
- ☆わいわいひろば (東学区2・3歳児)
15日(金) 10:00～11:45 合同クリスマス会

ほっとかん!

子育て支援センターは未就園児だけでなく、小学生、中学生、高校生、青年、そしてヤングママ・パパのほっと館でもあります。もちろんおじいちゃん、おばあちゃんも大歓迎です。相談と大げさに構えないで、気軽においでください。

子育て支援センター (相談時間は13:00～16:00)

ほっと館 TEL.38-8003 FAX.38-3400
*相談時間についてもご都合に応じます。



お問い合わせ 子育て支援センター TEL.38-8003 FAX.38-3400

新刊 新しくでた本

木更津キャッツアイワールドシリーズ
宮藤官九郎(くどう・かんくろう)著 角川書店



余命半年をせんごくされたぶっさんは、限られた時間の中で自いっばい生き延びるも22歳でこの世を去る。それから3年後、ぶっさんの声が聞こえてきて…。奇跡も涙も青春もこれにて完結。連ドラからの奇跡の映画化第2弾のシナリオ集。

蒙憲はなぜ殺されたか

米山勝弘(よねやま・かつひろ)著 新潮社



狂気は知らぬ間にわが家を包んでいた。「悲劇の母親」富山鈴香の虚妄、そして露呈する警察の嘘と怠慢。秋田連続児童殺害事件の遺族が、真相を求めて複合的な視点から事件を振り返る、憤怒と慟哭の手記。

寂聴と巡る京都

瀬戸内寂聴(せとうち・じゃくちょう)著 集英社インターナショナル集英社(発売)



寂聴さんとおきの古都の寺社、そして行きつけのお店。常照皇寺、高山寺、仁和寺、法然院ほか、一度は行ってみたい場所42を厳選する、ひと味違う京都の旅案内。

月下の恋人

浅田次郎(あさだ・じろう)著 光文社



恋人と別れるつもりで出掛けた海辺の旅館で起こった奇跡を描いた表題作、昭和を舞台にアパートの隣の部屋に住む駄目ヤクザを描いた「風蕭蕭」など、11の短編を収録。名手が5年の歳月をかけて書き綴った、心をほぐす物語。

赤い手袋の奇跡 ギデオンの贈りもの
カレン・キングズベリー著

小沢瑞穂(おざわ・みずほ)訳 集英社



「クリスマスの奇跡は、それを信じる人に起きる」そう聞かされた白血病の少女の願いは、人生に絶望したホームレスの男に信じる気持ちを取り戻してもらうことだった。奇跡を呼ぶ感動のクリスマスストーリー。

奇謀 真田幸村の遺言

鳥羽亮(とば・りょう)著 祥伝社



大阪夏の陣から70年。紀伊徳川藩の大番組頭・加納平次右衛門は、実は夏の陣で死んだとされる真田大助の孫・幸真だった。豊臣家を復興させようという幸真の策略の前に立ちはたかる敵が…。大胆な着想で描く時代伝奇小説。

図書館 12月の催し物

おはなし会

9日(土) 14:00~

絵本や大型紙芝居など、楽しいおはなしがいっぱい! みんなで参加してね。

土曜シネマ

16日(土) 14:00~

『彼女を信じないでください』

主演:カン・ドンウォン、キム・ハヌルほか。
電車の中で向かい合わせに座ったのが連のツキ!?突然実家に現れて、婚約者だと言いつける女・ヨンジュに、純朴なヒョールの人生は大混乱。

お母さんお父さんのための絵本教室

22日(金) 14:00~

子ども映画会

23日(土・祝) 14:00~

『ポラー・エクスプレス』

オールズバーグ原作、最高のクリスマス・

ムービー!

クリスマス・イブの夜に現れる謎の機関車「ポラー・エクスプレス」に乗って、クリスマスの聖地・北極点へ!そこは、ほんの少しの勇気と信じる心があれば、どんな願いもかなう場所。

名作映画会

24日(日) 14:00~

『続 男はつらいよ』

主演:渥美清、倍賞千恵子、佐藤オリエ
佐藤オリエをマドンナに迎え、寅さんが産みの母と再会する爆笑と感動のシリーズ第2作。

展示のお知らせ

今月は、図書館において枝村絵夢氏(池寺出身)の絵画展を開催いたします。詳しくは図書館(TEL.38-8088)までお問い合わせください。

12月						
月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

■ はおやすみです。*12月23日の祝日は開館します。

たんじょう

天使のほほえみ 1歳のおたんじょうびおめでとう!



谷口 凜音ちゃん
12月11日(池 寺)



西山ゆき乃ちゃん
12月27日(池 寺)

掲載希望の方へ 2月号『天使のほほえみ』掲載希望(H17年2月生のお子さん)の方は、12月22日(金)の「乳児の10カ月健診」時に写真をご持参ください。写真の裏にお子さまの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。

お問い合わせ

総務課 TEL.38-5061
保健福祉センター(保健師)
TEL.38-3314

児童虐待

たとえ『しつけ』のつもりでも…

子どもに害のある接し方は虐待です

〔しつけ〕とは

子どもが、気持ちや行動を自分でコントロールできるように、育てていくことです。

そのためには、大人は一貫性をもち、理性的な判断によって、子どもに納得できるように接していく必要があります。

〔虐待〕とは

一般的には、大人が身勝手な気分や感情のまま、暴力をふるったり、拒否や放任をしたり、言葉や態度により子どもの心を傷つける行為と受け取られています。親の思いとは関係なく、子どもの健全な成長にとって害になるような接し方は虐待になります。

このような不適切な子どもとの接し方により、人間不信になったり、食欲をなくしてしまったり、いろいろな問題が出てきます。また、命そのものが奪われる場合もあります。

大人は子どもの成長を願うあまり、
自分の思い通りにしたいという考えを持ってしまいがちですが、
親子であっても別の人間であり、
子どもはひとりの人間として尊重されなければなりません。

子育てについての悩み相談は、24時間受け付け中の「子育てホットライン」へ!

子育てホットライン TEL.077-562-8996 (24時間受け付け)
子育てホットライン TEL.38-8003 (平日8:30~17:15)

じんけん みんなのこころ元気になあれ!

第58回人権週間 じんけんクイズ 2006

■問題です。

1948年12月10日は、「世界人権宣言」が国際連合で採択されました。これを記念して国際連合は、12月10日を「〇〇デー」と決めました。〇〇に入る漢字2文字をお答えください。

■応募の方法

ハガキに〇〇にはいる漢字2文字（ひらがな・かなは4文字）と、郵便番号、住所、氏名、年齢（差し支えない方のみ）、ご意見をご記入の上、本年12月11日（月）（必着）までに右記へ送付してください。正解者の中から抽選で100名様にオリジナルマグカップを贈呈いたします。なお、当選者の発表は記念品の発送をもって代えさせていただきます。

■送付先

〒520-8516 大津市京町3丁目1-1
大津地方法務局・滋賀県人権擁護委員連絡会
「人権クイズ」係

また、このクイズは「滋賀県人権啓発活動ネットワーク協議会」ホームページからも応募できます。
http://www.jinken.go.jp/shiga/shiga_index.html

ご応募の際にご記入いただいたお名前、ご住所、ご連絡先等は、景品をお届けするため、また、お届けに必要な情報の確認等のために利用し、そのほかの目的では利用しません。

人権週間について

国際連合は、1948年（昭和23年）第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、1950年（昭和25年）第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を毎年実施するように呼びかけています。法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月10日の人権デーを最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

夕暮れ時・夜間の交通事故防止
こうつう 見えてるつもり危険

見られることで高まる安全…
ライト・オン!

左右を比べてみましょうどちらがよく見えますか?



【昼間点灯の効果】

- ◆自車の存在を早く相手に知らせる
- ◆カーブミラーでも目立ちやすい
- ◆運転者自身の安全意識を高める

「見るため」のライトを「見せるため」に

ライトをつけた車は、つけない車に比べて明らかに目立ちます。ドライバーの皆さんはぜひ「前照灯昼間点灯運動」に参加しましょう。ライトを点灯することで、自分の進路を照らし見やすくするだけでなく、自分の存在を他の人や車両に早く知らせるという効果があります。

歩行者・自転車のみなさん! 夕暮れ時・夜間は「見せる」努力が必要です!



車から、歩行者や自転車を発見できる距離

黒っぽい服
約20m

白っぽい服
約40m

反射材使用
約100m~120m

時速50km	10	50	約25メートル	止まるのに必要な距離
60km	13	20	約33メートル	
80km	17	36	約53メートル	
100km	21	56	約77メートル	

空走距離…危険を感じてからブレーキをかけるまでに走る距離

制動距離…ブレーキが利き始めてから、車が止まるまでの距離

自分の命を守るために…「見せる」工夫をしましょう

「ドライバーが見ているだろう」では、自分の命は守れません。歩行者や自転車利用者も、夕暮れ時や夜間は「車は急には止まらない」ということを認識し、ドライバーなどから発見されやすいように、「白や黄色の明るい目立つ色の服装」を着用する、持ち物や靴、電動車いすや自転車などに反射材をつける、懐中電灯を携帯するなどして、「自分の存在を知らせる努力をする」よう心掛けましょう。



消 防 放火による火災の防止

昨年平成17年に、滋賀県内で発生した火災件数は551件でした。その発生した火災の中で、出火原因となった第1位は放火です。放火火災は、年々増加の傾向を示し、私たちの安全な生活をおびやかすものとなっています。このようにいつ身の回りで放火が起きても不思議ではない状況を理解して、私たちが安心して暮らせるまちをつくるためにも予防対策を講じておくことが大切なのです。そこで、放火火災予防対策の4つのポイントを紹介したいと思います。

環境づくり…建物周囲の可燃物の整理整頓と除去、玄関の門灯の終夜点灯や建物の周りの外灯を増設したり、ゴミの集積方法・集積場所の管理、車庫・物置等人のいない場所の施錠など、個人だけでなく、地域ぐるみで放火されない環境づくりをしましょう。

意識を持たせる…役場等の広報紙やチラシ、回覧板を利用して、放火火災の実態などを知ってもらいましょう。放火火災予防対策の必要性を理解してもらうとともに、地域住民が放火に対する危機感を持ち互いに情報を共有することも大切です。幼少年に対する防災教育…家庭、学校および地域社会を通じて、火の取扱い、火遊びの危険性について指導するなど幼少年に対する防災教育を行いましょう。

地域住民による自主的な活動…放火火災の多発する時期などに、自治会等による放火防止活動を行いましょう。地域によっては、夜間にゴミの収集を行っているところもありますが、自治会等自らが「夜間ゴミ出し一掃運動」等を行い、隣り近所で互いに協力し合って夜間にゴミを出しにくい状況をつくったり、放火されやすい区域や施設等の情報を事前に消防機関などから入手し、危険箇所の除去、改善を図る「環境チェック」を行うなどして、建物周辺部等に放火されないまちづくりを進めましょう。

放火火災の予防対策は、個人によるものだけでは十分ではありません。地域ぐるみ、まちぐるみで放火犯による火災を拡大させないこと、放火される物件をなくすこと、ひいては放火犯が放火しにくい、進入しにくいまちにすることが必要となります。みなさん一人ひとりがそれぞれの責任と役割を認識して予防活動を展開し、「放火されない・放火させない・また放火されても大事に至らない環境づくり」をすることが大切なのです。

石油ストーブなどの安全な取扱い

寒い季節を迎え、家庭や職場で石油ストーブ等の暖房器具を使用される機会も多くなってきました。みなさんのお宅では、どのような暖房器具を使われていますか？ 暖房器具と言ってもストーブ・ファンヒータ

ー・こたつ等があり、また燃料等も灯油、ガス、電気とさまざまです。そこで、灯油・ガス・電気を使用した暖房器具の注意点を説明していききたいと思います。

灯油を使用した暖房器具…灯油を燃料とする暖房器具と言えばみなさんご存知のように石油ストーブ・石油ファンヒーターがあります。これらの器具は持ち運びが簡単で、操作方法も簡単ですので多くの家庭や職場等で使用されていますが、使い方が簡単で便利な反面、ちょっとした不注意による出火がみられます。そこでみなさんに守っていただきたいのが給油する時や移動させる時は必ず火を消してから行きます。火を消さずに給油して灯油をこぼしてしまったり、入れすぎてあふれてしまった灯油に引火して出火したり、また、カートリッジタンクに給油する場合ではふたが十分に締まっておらずふたがはずれ、こぼれた灯油に引火するといった危険があります。また、給油の際に灯油と間違えて、引火性の高いガソリン等を給油され、火災になったという事例もあることから、給油のときは正しい燃料であるのか、確認をしましょう。

ガスを使用した暖房器具…ガスを使用した暖房器具の代表的なものにガスファンヒーターがあります。ガスを使用する暖房器具で考えられる危険は、ゴムホースのひび割れや接続不良によって発生するガス漏れがあります。プロパンガスの場合は、酸欠の症状になることもあり、もっとも怖いのが引火して爆発、出火といった危険があります。暖房器具を使用するシーズン前には、あらかじめ、ゴムホースにひび割れなどがないかを確認し、ゴムホースがしっかりと接続されているかシーズン中にも週に一度は、点検していただきたいと思います。

電気を使用した暖房器具…電気ストーブは、シーズン始めには、電熱部分にほこりがたまっていることがあるので、使用前には掃除することも大切です。また、その手軽さから持ち運びやすいため、コンセントの抜き差しが増えることがあります。何度も抜き差しをする際、コードを持って抜くことが習慣になっていると取り付け部分が緩んだり、より線の一部が切れて熱を持ち出火したり、また、コードを束ねたまま使用したり延長コードを完全に延ばさずに使用すると、熱を持ち出火する危険があります。また、古い器具は故障が多くなり出火危険も多くなるため、「おかしいな」と感じたら点検に出しましょう。

それぞれの暖房器具に共通する注意事項を説明します。

- ◎ストーブ等の暖房器具を洗濯物等の乾燥に使用しないこと。
 - ◎暖房器具の周囲には燃えやすい物を置かない。
 - ◎子どもの火遊びや、火傷にも注意すること
- 暖房器具からの出火のほとんどが取扱い上の不注意によるものです。暖房器具を使用される時は注意点を忘れずに日頃から火災予防に努めていただきたいと思います。

お問い合わせ 彦根市消防署犬上分署 TEL.38-3130

お知らせ 今月のお知らせ

製造事業所の皆様へ 統計調査にご協力ください

平成18年工業統計調査を12月31日現在で行います。調査の実施に当たっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な御記入をお願いします。

お問い合わせ▶ 経済産業省・滋賀県・甲良町

納め忘れの 国民年金保険料はありませんか？

～国民年金保険料は全額社会保険料控除の対象です～

国民年金保険料は、年末調整や確定申告などの所得の申告の際、全額が社会保険料控除の対象となります。

控除の対象となるのは、平成18年1月1日から平成18年12月31日までに納付された保険料の合計額です。過去の納め忘れの期間を納付した保険料や、家族の方のために納付した保険料も社会保険料控除の対象になります。

新しい年を迎えるにあたり、納め忘れがないかご確認ください。

※平成18年1月1日から平成18年10月2日までに国民年金保険料を納付された方には、11月初旬に社会保険庁から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されています。年末調整や確定申告などの所得の申告の際には提出が必要ですので大切に保管してください。

強制徴収を実施しています！

～保険料の納付がない場合は財産の差押えもあります～

社会保険庁では、相当程度の所得や資産がありながら、長期にわたって国民年金保険料の納付に応じない方を対象に財産の差押え等を視野に入れた強制的な処分（強制徴収といいます。）を実施しています。

強制徴収は、期限内に適正に納付された方との均衡を保つため、国税徴収法に基づき実施するものです。

平成17年度には、県内1,552名の方を対象に最終催告状（強制徴収を行うにあたり自主納付を促す最終通知）を送付し、それでも納付に応じなかった370名に対して督促状（強制徴収の開始通知）を送付しました。そして、平成18年9月末までにあわせて13名の方の財産（預金等）の差押えを実施しています。

国民年金保険料は納期限までに納めましょう。保険料の納付が困難な場合は、お近くの社会保険事務所国民年金業務課までご相談ください。

年金にも税金がかかります！

～「扶養親族等申告書」の提出をお忘れなく～

老齢や退職による年金は、所得税法上「雑所得」として所得税が課せられます。

課税の対象となる方には、社会保険業務センターより「扶養親族等申告書」を送付していますので必ず提出してください。提出がない場合は各種控除が受けられず、所得税が多く徴収されることとなりますのでご注意ください。

なお、次の方は課税の対象ではないため、「扶養親族等申告書」を送付していません。

- ①障害年金または遺族年金を受けておられる方
- ②老齢年金を受けておられる65歳未満の方で、年金額が108万円未満の方
- ③老齢年金を受けておられる65歳以上の方で、年金額が158万円未満の方

扶養親族等申告書に関するお問い合わせは、『ねんきんダイヤル』または社会保険事務所年金給付課まで。

お問い合わせ

国民年金保険料に関することは
・滋賀社会保険事務局彦根事務所
国民年金業務課 TEL.23-1114

年金給付、年金相談に関することは
・滋賀社会保険事務局彦根事務所
年金給付課 TEL.23-1116

『ねんきんダイヤル』
年金請求等の電話相談 TEL.0570-05-1165
年金受給者の電話相談 TEL.0570-07-1165
※8:30～17:15（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

滋賀県パスポートセンター 「米原出張窓口」からのお知らせ

年未年始（平成18年12月29日～平成19年1月3日）のほか、平成19年1月9日（火）は、滋賀県立文化産業交流会館が休館日のため、休業させていただきます。

なお、大津の窓口（ピアザ淡海、大津市におの浜1丁目1-20）は、土曜日・日曜日・祝日・年未年始（同上）を除き、通常どおり申請受付業務を行っています。

お問い合わせ▶ 滋賀県パスポートセンター（山本）
TEL.077-527-3323

最低賃金改正のお知らせ

滋賀県最低賃金は、常用・パートなど雇用形態を問わず、県内すべての労働者に適用されます。最低賃金は賃金の最低額を保障するとともに、労働条件の改善に重要な役割を果たしています。

平成18年10月1日改正され、滋賀県で働く労働者に支払う賃金は、

1時間 662円以上

としなければなりません。

平成17年度 コミュニティバス収支等状況

コミュニティバスとは、地域住民の日常生活に必要な不可欠な地域を運行し、地域住民の福祉を確保するためのバスのことです。甲良町では湖国バスのことを言います。以下は、平成17年10月1日～平成18年9月30日の湖国バスの収支状況です。

No.	運行経路	経常収益 (円)	経常費用 (円)	経常損益 (円)
1	金屋・川相 萱原	4,268,998	9,050,012	4,781,014
2	河瀬駅 ↔ 金屋 ↔ 川相	814,990	2,753,784	1,938,794
3	金屋 金屋橋	1,216,018	4,641,155	3,425,137
	合計	6,300,006	16,444,951	10,144,945

■町民の皆さんもバスに乗って、旅を試してみませんか？

「なかなかいいやんか、このバス！また乗りたい気分になさしてくれるね」
乗ってみませんか？ あなたの思い出づくりに…



■知っていましたか？

9月20日は、「バスの日」です。明治36年9月20日に福井九兵衛という人達が、京都乗合自動車二井商会を創設し、京都の堀川中立売～七条～祇園の区間でバスの営業を始めました。この日を記念して昭和63年から「バスの日」が制定されています。その時の車両は、2人乗りの蒸気自動車で、これを6人乗りに改造したものでした。

お問い合わせ▶

滋賀労働局 貸金室 TEL.077-522-6654
大津労働基準監督署 TEL.077-522-6641
彦根労働基準監督署 TEL.0749-22-0654
長浜労働基準監督署 TEL.0749-62-3171
東近江労働基準監督署 TEL.0748-22-0394

福祉の職場説明会の開催

福祉の職場に就職を希望される人（大学、短大、専門学校生を含む）を対象に、社会福祉施設との個別面談会を開催します。

と き▶ 平成19年1月17日（水）

と ころ▶ 大津プリンスホテル

内 容▶ (1) 個別職場説明コーナー
13:00～16:00
(2) 福祉の就職総合相談コーナー
13:00～16:00

参加費▶ 無料

お問い合わせ▶

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
滋賀県福祉人材・研修センター人材情報担当（山本）
TEL.077-567-3925 FAX.077-567-3928

プール
&
お風呂

温水プール・香良の湯カレンダー

12月						
月	火	水	木	金	土	日
				1 教室日	2 教室日	3
4	5 休館日	6 教室日	7	8 教室日	9 教室日	10
11	12 休館日	13 教室日	14	15 教室日	16 教室日	17
18	19 休館日	20 教室日	21	22 教室日	23 教室日	24
25	26 休館日	27 教室日	28	29 プール休館日	30 プール休館日	31 休館日

一般開放

時 間▶ 13:00～21:00（日曜日は20時まで）
※保護者同伴でない中学生以下は19時まで
入 場 料▶ 大 人 500円
中 人 300円（中学生）
小 人 200円（5歳～小学生）
※4歳以下は無料
※障害者手帳をお持ちの方と、介助者1人は上記料金の半額です。

1月						
月	火	水	木	金	土	日
1 休館日	2 休館日	3 休館日	4	5 教室日	6 教室日	7
8	9 休館日	10 教室日	11	12 教室日	13 教室日	14
15	16 休館日	17 教室日	18	19 教室日	20 教室日	21
22	23 休館日	24 教室日	25	26 教室日	27 教室日	28
29	30 休館日	31 教室日				

香良の湯

入浴時間▶ 13:00～20:00
入 浴 料▶ 大 人 200円（中学生以上）
小 人 100円（小学生）
※障害者手帳をお持ちの方は半額です。

シルバーデー

毎週金曜日、甲良町内にお住まいで65歳以上の方に限り、無料になります。

年末・年始の休館日… 12月29日～1月3日（★香良の湯は12月30日まで営業）

お問い合わせ 香良の湯 TEL. 38-5155

12月の直売所

営業時間 毎週土曜日 9時～15時
毎週日曜日 9時～12時30分
場 所 北落第先（国道307号線沿い）
TEL 38-2744



12月の行政・人権擁護相談日程

行政・人権擁護相談日▶
12月6日（水） 13時～16時
行政相談日▶
12月20日（水） 13時～16時
行政相談委員▶ 松原美智子
会 場▶ 保健福祉センター 2階 相談室
お問い合わせ▶ 総務課 TEL. 38-3311

12月の住民課窓口業務時間延長日

8日（金）と22日（金）です。

19時まで窓口業務を延長します。

業務内容

- ①住民票の写しの交付
- ②戸籍抄本・謄本の交付
- ③印鑑登録
- ④印鑑証明の交付
- ⑤外国人登録原票記載事項証明書の交付

担当課

住民課 TEL. 38-5063